

### 川崎の在日韓国・朝鮮人にみる多文化共生発展の現代史的考察：主に民族差別と闘う市民運動（民闘連運動）の視点から

塚島, 順一 / TSUKAJIMA, Junichi

---

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

303

(発行年 / Year)

2019-09-15

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第463号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2019-09-15

(学位名 / Degree Name)

博士(国際文化)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022405>

博士学位論文  
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	塚島 順一
学位の種類	博士（国際文化）
学位記番号	第 706 号
学位授与の日付	2019 年 9 月 15 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 高柳 俊男 副査 教授 曾 士才 副査 (外部) 立命館大学教授 文 京洙

川崎の在日韓国・朝鮮人にみる多文化共生発展の現代史的考察  
—主に民族差別と闘う市民運動（民闘連運動）の視点から—

### 1.はじめに

塚島順一氏（以下、筆者）は 2013 年度、法政大学大学院国際文化研究科博士課程に社会人入試により入学した者である。筆者は早稲田大学理工学部を卒業したあと、一般企業に技術者として勤めていたが、たまたまかつて韓国の馬山にあった自由貿易地域に勤務する中で韓国の社会・歴史や言語全般に興味をもち、勤務の傍ら勉強を続けながら放送大学で修士課程を終えたという。

今回の学位請求論文「川崎の在日韓国・朝鮮人にみる多文化共生発展の現代史的考察—主に民族差別と闘う市民運動（民闘連運動）の視点から—」は、まさにそうした労働を通して得た興味関心を膨らませていく中で生み出された成果で、自らが暮らす地域における在日韓国・朝鮮人をめぐる多文化共生の実現という、きわめて切実な課題に取り組んだものである。

ここでは、副題にもあるように、1970 年代以来の「民族差別と闘う連絡協議会」、すなわち民闘連の差別撤廃運動が主として扱われているが、それには以下のような歴史的背景がある。日本にとって隣接する朝鮮半島からの人の移動は、進んだ文明をもって来住した古代の渡来人や、豊臣秀吉のいわゆる朝鮮出兵時の陶工の連行をはじめ、歴史の各段階に広く存在するが、現在言われる在日韓国・朝鮮人（総称）の起源は、今から 120 年ほど前の 1900 年前後にさかのぼるとされている。その時以来、とりわけ韓国併合（1910 年）で建前上は一国内の移動となったことにより、鉄道やトンネル工事などインフラ整備のための土木労働者や鉱夫・紡績女工などとして、多数の朝鮮半島出身者が海峡を渡り、日本内地の労働現場を支えた。とりわけ植民地時代末期、日本が中国だけでなく欧米を相手にした全面戦争に突入していく中で労働力不足が生じ、より強制力の強い形で内地への労働者の移入が促進された。戦前戦中において日本内地に渡ってきた朝鮮半島出身者と日本人との間には、一定の交流や友情も存在したが、制度的な差別や社会的な偏見も抜きがたく存在した。

1945 年 8 月、日本の敗戦すなわち朝鮮の解放がもたらされるや、多くの内地居住者が朝鮮への帰還を果たしたが、内地居住の長期化や本国の社会的・経済的混乱の中で帰国を見合わせたり断念する人たちが現れ、またいったん帰国した人々の日本への逆流現象すらみられた。戦後の在

日朝鮮人運動は、そうした帰国の条件整備や留まる人々の権利保障の運動としてまず始まるが、第二次世界大戦後の冷戦構造を反映し、朝鮮半島に二つの政権が樹立されるに及んで、在日韓国・朝鮮人運動も二つの分断国家を後ろ盾に二大民族組織が主導する形となった。しかし 1970 年代に入り、日本の経済成長や市民社会の在日韓国・朝鮮人への反映や、在日韓国・朝鮮人自身の世代交代や意識の変容と相まって、この構造に変化が生まれる。すなわち、本国追従型の二大民族組織によらず、日本での定住を前提に、地域に依拠し、日本人とも連帯しながら、身の回りに存在する差別を一つ一つ撤廃していく、市民運動型の新しい運動が起こされた。これが民闘連運動であり、提出論文はこうした在日韓国・朝鮮人運動の新潮流を、川崎を舞台に考察したものと位置づけることができる。

## 2.論文の構成

論文の構成は、次の通りである。煩雑となるが、以下に目次を掲載する。

### 序章

1. はじめに
2. 先行研究
3. 本研究の目的と方法
4. 論文の構成

### 第1章 川崎市南部の在日韓国・朝鮮人集住地域と本研究のキーパーソン

1. はじめに
2. 川崎市南部における在日韓国・朝鮮人集住地域の形成
3. 在日韓国・朝鮮人集住地域である池上町の暮らし
4. 在日韓国人保母親子の体験
5. 日立闘争・民闘連運動に関係した人たち

### 第2章 日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動

1. はじめに
2. 日立就職差別糾弾闘争
3. 川崎信用金庫民族差別事件
4. ジャックス信販差別撤廃運動
5. 第一生命加入差別事件
6. 結論

### 第3章 民闘連の結成および民闘連運動の発展

—70年代の川崎を中心に—

1. はじめに
2. 民闘連の結成

3. 第1回から第5回の民闘連全国交流集会の概要
4. 地域実践と地域行政闘争
5. 在日韓国・朝鮮人子弟の地域教育活動
6. 本章のまとめ

#### 第4章 民闘連運動の課題と議論

——主に70年代を中心に——

1. はじめに
2. 在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性  
——川崎の在日青年の問題提起——
3. 在日一世である金時鐘と李進熙の主張
4. 坂中論文の議論と在日二世
5. 日本人側が示した共闘と主体性について
6. 川崎の日本人部会
7. 民闘連運動リーダーの離脱
8. 本章のまとめ

#### 第5章 外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動

——主に川崎からの視点として——

1. はじめに
2. 川崎の最初の指紋押捺拒否者と一人の川崎市職労組合員
3. 日立闘争から民闘連へ
4. 初期の指紋押捺拒否者と李相鎬について
5. 川崎市職労の動き
6. 自治労と大阪市職
7. 李相鎬さんを支える会
8. 川崎市長の不告発宣言と李相鎬の逮捕
9. 指紋押捺問題についての川崎市議会定例会
10. 李相鎬の逮捕と川崎の指紋押捺拒否者を支える会
11. 神奈川県動き
12. 本章のまとめ

#### 第6章 神奈川民闘連の結成および川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動

——全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発を含めて——

1. はじめに
2. 80年代における青丘社と川崎市との交渉
3. 神奈川民闘連の結成
4. 川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動
5. 朝日新聞記事に見る川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動について

6. 国籍条項撤廃についての川崎市議会定例会
7. 全国民闘連の解散と神奈川民闘連の再出発
8. 本章のまとめ

## 第7章 川崎市外国人市民代表者会議に至る過程

——日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に——

1. はじめに
2. 要望書と24項目の検討課題
3. 日立闘争で共闘したことがある川崎市職員・議員と民闘連のリーダー
4. 第7回「地方新時代」市町村シンポジウム
5. 調査研究委員会と代表者会議の設置
6. 本章のまとめ

## 終章

1. はじめに
2. まとめと結論
3. 現状の把握と提言

## 参考文献

### 3.論文の要旨

序章では、長めの導入部に続いて、先行研究の検討と本研究の目的および方法が論じられている。

先行研究では、在日韓国・朝鮮人をめぐる川崎市の多文化共生に関して、金侖貞の『多文化共生教育とアイデンティティ』（明石書店、2007年）という実証的な労作がすでにあるが、筆者の研究がそれを前提とし、その欠を補い発展させる意欲のもとでなされたことがわかる。

研究の目的は、1970年の日立闘争に始まる川崎での青丘社や民闘連運動を現代史としてみていくことで、川崎の多文化共生の発展過程を明らかにすることにあるとされている。

研究方法としては、各種の文字資料、すなわち市販されている関連の単行本・新聞雑誌の記事などのほか、『民闘連ニュース』をはじめとする関連団体の機関誌や報告書などを読み込み、分析することが中心になっている。資料に限られるが、それを補う意味で、当地で民族差別の撤廃運動を続けて来た斐重度（ふれあい館館長）や山田貴夫（川崎市職員）らから青丘社やふれあい館が保有する資料の紹介を受け、また両者が個人的に所持する資料も提供してもらいながら、不明な点はさらにそれらの関係者への聞き書きで補われている。

第一章「川崎市南部の在日韓国・朝鮮人集住地域と本研究のキーパーソン」では、在日韓国・朝鮮人の集住地域である川崎市南部の歴史と生活を概括するとともに、本論文でしばしば登場する李仁夏（在日大韓基督教会川崎教会牧師）、崔勝久（青丘社職員）、斐重度、佐藤勝巳（日本朝鮮研究所所員）、そして慶応大学ベ平連時代以来の山田貴夫など、本研究におけるキーパーソンたちを取り上げ説明している。

第2章「日立闘争を発端とする川崎教会・青丘社に集まった市民による民間企業に対する民族差別撤廃運動」では、当地における民族差別撤廃運動の出発点になった1970年以降の日立就職差別糾弾闘争を追うとともに、そこでの闘争スタイルがその後の川崎信用金庫（1978年）、ジャックス信販（1978年～79年）、第一生命（1982年～83年）の3つの民族差別事件に引き継がれている点を論証した。

第3章「民闘連の結成および民闘連運動の発展—70年代の川崎を中心に—」では、民闘連の形成過程と、第1回（1975年、大阪）から第5回（1979年、川崎）までの民闘連全国交流集会の概要が示されている。民闘連運動の最大の中心地は関西（大阪府の八尾、高槻、兵庫県尼崎など）で、組織の形式や闘争スタイルなどにおいて部落解放運動から学んだ部分が多いが、論文では関西では部落解放教育や部落解放運動との関係が強く、川崎ではほかに韓国の民主化闘争から学んだと主張されている。

第4章「民闘連運動の課題と議論—主に70年代を中心に—」では、前章に引き続き民闘連が取り上げられている。川崎での第5回民闘連全国交流集会までに展開された議論、たとえば法務官僚の立場から在日韓国・朝鮮人の今後を予測して物議をかました「坂中論文」への批判や日本人との共闘のあり方をめぐる議論などが紹介され、一部メンバーの離脱問題とも絡めて運動のあり方や課題が論じられている。

第5章「外国人登録法における指紋押捺制度等の改廃運動—主に川崎からの視点として—」では、1980年代に全国的な盛り上がりを見せた指紋押捺拒否運動が扱われている。川崎でも、1982年の李相鎬青丘社主事の拒否以来、指紋押捺の拒否や留保が相次ぐが、それらをめぐる当事者、支援団体、川崎市、神奈川県、国（法務省）の動きが、新聞記事や川崎市議会議事録などを使いながら時系列的にまとめられている。

第6章「神奈川県民闘連の結成および川崎市職員採用における国籍条項撤廃運動—全国民闘連の解散と神奈川県民闘連の再出発を含めて—」では、1980年代後半に至ると、1970年代以来の民族差別と闘う運動の成果が形として現れると同時に、他地域との運動方針の違いなどの軋みも表面化するが、そうした変化の過程が取り上げられている。具体的には、ふれあい館建設（1988年）と周辺住民の反対運動、川崎市職員採用における国籍条項の撤廃、全国民闘連の解散および在日コリアン人権協会への移行と神奈川県民闘連のそれへの不参加、などである。川崎を中心とする神奈川県民闘連は、民闘連の当初の理念を引き継ぎ、市民運動主義、地域運動主義を掲げて再出発したとされている。

第7章「川崎市外国人市民代表者会議に至る過程—日立闘争を共に闘った人々の関与を中心に—」では、同じく運動の成果として1996年に日本で初めて条例設置された、川崎市外国人市民代表者会議の設立過程が取り上げられている。設置の過程では、日立闘争や民闘連のメンバーであった李仁夏、裴重度、山田貴夫らがそれぞれの立場で関与し、川崎市の先進的な姿勢と相まって、外国人市民の市政参加拡大に貢献したことが論じられている。

終章では、各章の要旨を再度まとめ、それらを踏まえた上で論文全体の結論と若干の提言がなされている。筆者自身のまとめに従えば、本論文で明らかにできたことは以下のような事柄だという。

- ・1970年代初めの日立闘争から概ね1996年まで、川崎における青丘社・民闘連運動と、多文化共生の発展を主要な事象を中心として現代史として記述した。その中で、本研究でキーパ

ーソンと設定した人物の活動も明確にしてきた。

- ・民族差別と闘う勝ちパターン（戦術）である「経験的な方法論」を日立闘争から仮説として抽出し、その後の民間企業や行政への闘争に対して適用されていたことを実証した。
- ・全国民闘連（地域民闘連を含む）の形成過程と、1975年の第1回（大阪）から1979年の第5回（川崎）までの民闘連全国交流集会の経緯を示した。
- ・地域民闘連について説明するとともに、その由来から関西と川崎の違いを示した。
- ・第1回から第5回までの民闘連全国交流集会や『民闘連ニュース』などで見られた議論を次のように分類し、その議論の内容および論点を示した。
  - ①在日韓国・朝鮮人および日本人の共闘と主体性
  - ②地域での闘う砦づくり
  - ③在日一世の金時鐘と李進熙の主張
  - ④坂中論文
- ・70年代の関東民闘連における「日本人部会」の経緯とそこでの課題を示した。
- ・日立闘争・民闘連リーダー2人が80年代初めに離脱した経緯とそこでの課題を示した。
- ・1980年代の指紋押捺制度等の改廃運動を川崎からの視点でまとめ、川崎の運動の特徴と川崎市（行政）の課題（市民の圧倒的な支持と市議会の納得）を示した。
- ・先行研究との関連で、①青丘社と神奈川民闘連は一体化している、②ふれあい館設置後（1989年）の「民族差別と闘う砦」は1979年と基本的に変わっていないことを示した。
- ・1988年の神奈川民闘連結成の経緯と、神奈川民闘連と川崎市が交渉する中で、川崎市が課題をクリアしながら、1996年に職員採用において任用制限付きで国籍条項を撤廃するまでの経緯を示した。その過程で、川崎市の多文化共生の一端が垣間見られた。
- ・1995年の全国民闘連解散と在日コリアン人権協会設立の経緯を示した。神奈川民闘連が同協会に参加せずに1996年に再出発した経緯から、神奈川民闘連運動の方向性を示した。
- ・1996年に「川崎市外国人市民代表者会議」が条例設置された過程や、同会議の初期運営に日立闘争・民闘連のリーダーが個人として関与していたことを示した。
- ・ベ平連および民闘連の特徴の類似性を示した。
- ・川崎市の1993年度と2014年度の外国人市民意識実態調査報告書を比較することによって、一部の外国人・多文化共生施策を評価するとともに、外国人への差別が相変わらず根深く存在することなどが分かった。
- ・以上を基に、青丘社・神奈川民闘連のあるべき姿と課題（指導者の世代交代の必要性など）を提示した。

#### 4.論文の成果・評価と審査過程

本論文の成果や評価できる点を挙げれば、まず在日朝鮮人史において、従来の渡日一世世代による本国を後ろ盾とする民族運動から、二世中心で差別撤廃を目的にした市民運動への画期的な転換点となった、1970年代以降の民闘連運動を正面から取り上げた研究である点である。100年を超える在日朝鮮人史においてきわめて重要な民闘連運動に対しては、本来なら運動当事者による総括があってしかるべきだが、のちに運動自体が分裂したこととも相まってその作業はなされず、また研究対象としてもいまだ十分に手を付けられてこなかった。民闘連運動に対して、

その関東地方における拠点たる川崎を中心に切り込んだ本研究は、その意味で意欲的な取り組みと評価できる。

第二に、上記した理由から、民闘連運動に関してまとまった資料集などが出されたことはなく、研究のための文献も分散的にしか残っていない。その中で筆者は、川崎ふれあい館や裴重度・山田貴夫などの関係者の手元に残る関連資料、具体的には機関誌『民闘連ニュース』『かながわみんなとうれんニュース』や民闘連全国交流集会資料などの一次資料（の一部）を丹念に読み込み、また必要に応じて彼らから聞き取りを実施して、本研究をまとめている。こうした作業は、将来「民闘連運動関係資料集」の類が編まれ、研究に広く道を開くような場合、その土台作りに貢献したと評価できよう。

これら二点は、三人の審査委員が共通して認識し評価するところである。

そのうえで、本論文には問題点や不十分な箇所も多々見受けられる。全体的な点から言えば、論文というものは冒頭で問題提起をし、各種の論証を経て結論に至るが、ここでは論点は何なのかがわかりにくいし、結論や提言も概して平板である。副査からも、ところどころ筆者の判断や分析の根拠が理解しにくかったり、もう少し説明があればと思うところが散見され、隔靴搔痒の感を覚えたのも事実だと指摘された。本研究により何を明らかにしたのか、何を提言したいのかを、在日朝鮮人の歩んできた歴史や研究史全体の中でもっと明確にわかる形で提出すべきではなかったか。

論文の見通しの悪さについていえば、第一にたしかに 1970 年代からの民闘連運動は、従来の総連・民団という二大民族組織による祖国追従型の運動とは異なり、自分たちが住む地域に拠点を据え、地域で子供会活動を展開したり、心ある日本人とも共闘しながら、日本で定住していく上で障害となる制度上の制約を一つ一つ撤廃していく市民運動で、まさに画期的なものだった。ただし、民闘連だけが突出した認識を持っていたわけではなく、この時期に至り多くの在日韓国・朝鮮人、とりわけ若い世代が、従来「正しい」とされた祖国観や在日認識に違和感を覚えて新たな道を模索しており、それらの大きな流れの中にこの運動もあったと捉えるほうが実態に近いと言える。

その意味で、新たな在日論を提起した在日韓国・朝鮮人の論客やその中での論争、自らの主張を発表する媒体となった雑誌（エスニックメディア）の動向などに関しても、適宜分析が必要だと思われるが、姜尚中・梁泰昊論争などを除くと、ここではきわめて部分的にしか触れられていない。在日二世の自己主張や新たな在日論の提示に関して、在日のオピニオンリーダーとしては、立場は様々だがたとえば尹健次・金賛汀・金奎一・文京洙・李順愛・姜信子・鄭大均・徐京植などに、エスニックメディアとしては『ちゃんそり』や『ウリ生活』『ほるもん文化』などの主張にもっと目配りして、民闘連運動をその潮流の中に適切に位置づけていく必要があったのではないか。

在日韓国・朝鮮人の新たなアイデンティティの模索に関しては、歴史学だけではなく、社会学、文化人類学、文学、言語学などにも見るべき研究成果がある。

第二に、民闘連は従来の総連・民団による民族運動とは異なり、民族差別と闘う在日側の主張に共感する日本人と共闘する組織になっている。もちろん、その両者の関係は、本論文でも触れているように、時期によりまた組織により微妙な緊張関係をはらむ場合もあったが、いずれにしても同伴する日本人隊伍の存在を前提としていた。

その隊伍の大きな部分が、解放教育などを実践し、自分の勤務する学校に在籍する在日韓国・

朝鮮人の生徒と日頃向き合いながら苦闘していた高校などの教師たちと言えよう。論文でも三浦泰一先生の名前がたびたび登場しているが、彼に限らず、川崎でも神奈川でも、そして民闘連運動のあるところはどこでも、ともに闘う日本人教師たちとその運動が随伴していた。ところが、

この論文ではそうした教師たちによる教育運動についての言及がほとんどない。副読本『사람』

シリーズで知られる大阪市外国人教育研究協議会（市外協）の杉谷依子や、全国在日朝鮮人教育研究協議会（全朝協、のちの全外協）の名前が登場する箇所があるにはあるが、詳しい説明や分析は見当たらない。民族差別撤廃運動を、同じ課題をともに担い、日本人の生徒たちに「いかに朝鮮や在日朝鮮人を正しく認識させるか」という教育課題に日夜取り組んでいた日本人教員たちの同伴運動にも触れながら分析したら、もっと多面的な描写になったのではないか。

第三に、これはないものねだりになるかもしれないが、現時点からする問題関心をもっと大胆に反映してほしかった。本論文の対象は、1970年代初頭から1996年までとされている。ある事象を論じるに際して、対象の時期を限定すること自体は何ら問題ないが、2019年を生きる我々はその後四半世紀近い時の流れを経験し、民闘連運動の消長やリーダーたちのその後の多種多様な生き方を眼前に見ている。したがって、現時点からする民闘連運動への視線、すなわち成果とともに課題や限界も含めた多面的な考察がもっとあってしかるべきではないか。たとえば、部落解放闘争から学んだと思われる差別糾弾闘争の意義と危険性（若干は触れられているが）、「在日韓国・朝鮮人の補償・人権法：在日旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法制定をめざして」（1989年）の草案策定過程にはありながら公表時には外した、帰化とは異なる「権利としての日本国籍取得」の問題、当時は批判の集中砲火を浴びた坂中論文への再認識（実際に民闘連運動のリーダーの一部はその後、坂中と連携した運動を展開）、ニューカマーが増大し、コリアンが在日外国人の圧倒的多数どころか、第一位の座からも転落した現時点からの視点など、現在の位置から民闘連運動にもっと大胆に切り込んでよかったのではないか。そうすることが、論文タイトルにもある「現代史的考察」となるであろうし、またこの論文を書くに際してお世話になった関係者への真のお礼ともなるであろう。

また、技術的なことと言えば、博士論文としては巻末に掲げられている参考文献が少なすぎる。公開審査会で筆者に尋ねたところ、読んではいるものの論文で直接引用しなかった文献は、参考文献目録に載せていないとのことだった。しかし、直接引用が無くても、この論文を作成する過程で参考にしたものや、自らの認識を形作る上で役立ったものなどは、幅広く文献目録に入れる必要がある。たとえば、民闘連運動についても記述している尹健次『在日の精神史』には触れるべきだし、在日自身の論考ではないが、朝日新聞川崎支局記者の前川恵司が、同紙神奈川県版に長期連載した記事をまとめた『韓国・朝鮮人：在日を生きる』が入っていないのは、奇異な感じが拭えない。神奈川県高等学校教職員組合「民族差別と人権」問題小委員会の『わたしたちと朝鮮』や『この差別の壁をこえて』なども同様である。同じく神奈川県内で、在日韓国・朝鮮人への民族差別撤廃を掲げて1970年代からともに活動してきた、横浜の信愛塾に関する文献も必掲であろう。

## 5. 結論

以上のように、本研究は神奈川県川崎市における在日韓国・朝鮮人をめぐる多文化共生、とく

に民闘連運動にメスを入れた意欲的な論文であり、同テーマに関する今後の研究進展に寄与するところが少なくないと評価できるが、一方では上述のように、博士論文として十分とは言えない箇所があることも明らかになった。筆者にその点を指摘し、加筆修正を指示したところ、一定の改善がみられたことが確認された。

よって審査小委員会としては、本論文に博士の学位が授与されることが望ましいものと判定した。